

沖縄県差別のない人権尊重社会づくり条例（仮称）骨子（案）

5 1 前文

6 ○ 沖縄は、かつて琉球王朝時代に世界の架け橋となった先人の万国津梁の精神を受け継
7 ぎ、多くの人々が集まる地として、全ての人の尊厳と人権を尊重し、他者との違いを認
8 め合い、暮らすことのできる共生社会の実現を目指してきた。

9 ○ 沖縄に集う人々の人権が、誰一人取り残されることなく尊重され、誰もが多様性を認
10 め合い尊重する社会を実現するためには、様々な人権に関する不当な差別は決してあっ
11 てはならない。

12 ○ しかしながら、今もなお不当な差別が存在しており、さらにインターネットの普及等
13 の社会の変化により人権に関する課題は複雑化及び多様化している。

14 ○ こうした様々な差別の解消と人権に関する課題の解決に向けて、人権尊重の理念の普
15 及をより一層推進していく必要がある。

16 ○ 全ての人への不当な差別は許されないことを宣言し、人々が相互に理解し、尊重し合
17 い、多様性を受け入れることができる心豊かな社会の実現を目指すためこの条例を制定
18 する。

20 2 総則

21 (1) 目的

22 この条例は、差別のない人権尊重社会づくりの推進に関し基本理念を定め、県、県
23 民及び事業者の責務を明らかにするとともに、差別のない人権尊重社会づくりの推進
24 に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ効果的に
25 推進し、もって全ての人々が相互に人権を尊重し合える社会の実現に資することを目的
26 とする。

27 (2) 基本理念

28 差別のない人権尊重社会づくりの推進は、県民一人一人が人権の尊重に対する理解
29 を深め、全ての人々が相互に人権を尊重し合える社会の実現に寄与することを旨とし

1 て、社会全体として推進していく。

2 (3) 不当な差別的取扱いの禁止

3 何人も、人種、国籍、信条、性別、社会的身分その他の事由を理由とする不当な差
4 別的取扱いをしてはならない。

5 (4) 県、県民及び事業者の責務

6 県は、基本理念にのっとり、差別のない人権尊重社会づくりの推進に関する施策を
7 総合的に策定し、実施する。

8 県は、市町村が行う施策について連携し、必要な協力を行う。

9 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、県が実施する差別のない人権尊重社会づ
10 くりの推進に協力するよう努める。

11 (5) 相談体制の整備

12 県は、差別のない人権尊重社会づくりを推進するため、国、市町村等と連携し、県
13 民の人権に関する相談に応じる体制の整備を行う。

14

15 **3 インターネット上の^{ひぼう}誹謗中傷等の未然防止及び被害者支援**

16 (1) 県は、インターネット上の誹謗中傷等を未然に防止するために必要な啓発等の施策
17 を実施する。

18 (2) 県は、インターネット上の誹謗中傷等による被害者へ、関係機関と連携し相談の実
19 施その他必要な支援を行う。

20 (3) インターネット上の誹謗中傷等が、県民に対する差別的意識を助長し又は誘発する
21 目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し若
22 しくは県民を著しく侮蔑するもの又は県民を地域社会から排除することを煽動するも
23 のであった場合において、県は、当該言動の解消に向けた取組を行う。

24

25 **4 本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進**

26 (1) 趣旨

27 本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の内容が社会に流布し、及び県民に差別
28 的意識が助長又は誘発されることを防止するための施策を実施する。

29 (2) 定義

30 ア 本邦外出身者等 本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫

1 であって居住又は滞在するもの

2 イ 本邦外出身者等に対する不当な差別的言動は、次のとおりとする。

3 (7) 本邦外出身者等に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生
4 命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知するもの

5 (4) 本邦外出身者等に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然と著しく
6 侮蔑するもの

7 (5) 本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者等
8 を地域社会から排除することを煽動するもの

9 ウ 表現活動 県の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所における街頭演
10 説、集団行進、集団示威運動その他手段により行う表現行為又はインターネットに
11 よる行う表現行為

12 (3) 本邦外出身者等に対する不当な差別的言動が行われた場合の措置

13 ア 公共の場所で行われた表現活動が、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に
14 該当すると認めるときは、該当する旨の認識及び表現活動の概要（表現活動が行わ
15 れた日時及び場所、表現内容、表現活動を行った者の氏名又は名称等）を公表す
16 る。

17 イ インターネットで行われた表現活動（県内の本邦外出身者等を対象としたもので
18 あると明らかに認められる表現活動又は県の区域内で行われた表現活動に係る表現
19 の内容を拡散するものに限る。）が、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に
20 該当すると認めるときは、表現の内容が拡散されることによる影響等に即して、当
21 該表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講じ、措置を講
22 じたときは、その概要を公表する。

23 ウ 公表することにより4(1)の趣旨を阻害すると認めるときその他特別な理由がある
24 ときは、公表しない。

25 エ 概要の公表、拡散防止措置は、県民等からの申出又は職権により行うものとし、
26 6の審議会の意見を聴いた上で行うものとする。

27 (4) 施策の実施に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する自由と権利を
28 不当に侵害しないように留意する。

29

30 5 性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進

1 (1) 趣旨

2 性的指向（自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう。）
3 及び性自認（自己の性別についての認識をいう。）の多様性に関する理解を深めるこ
4 とにより、誰もが個人として尊重され、自分らしく生きることができる社会を実現す
5 るための施策の基本方針を定める。

6 (2) 基本方針

7 県は、次に掲げる基本方針に基づき、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の
8 増進に資する施策を実施する。

9 ア 学校、地域等と連携し、性的指向及び性自認の多様性に関する県民の十分な理解
10 の促進を図ること。

11 イ 本人の意に反する性的指向又は性自認の公表その他性的指向及び性自認を理由と
12 する不当な差別的取扱いの発生の防止を図ること。

13 ウ 県が実施する事務事業において、性的指向及び性自認の多様性に配慮すること。

14

15 6 沖縄県人権尊重社会づくり推進審議会（仮称）

16 差別のない人権尊重社会づくりの推進に関する重要事項の調査審議及び本邦外出身者
17 等に対する不当な差別的言動の該当性を審査する第三者機関として、学識経験者等で組
18 織する附属機関を設置する。